

「九条俳句」市民応援団



「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com

2017/5/25
Vol.13

「九条俳句」市民応援団 検索
URL http://9jo-haiku.com



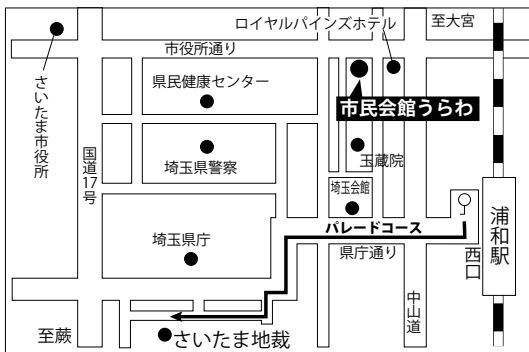
「九条俳句」裁判結審へ！

第12回口頭弁論(最終) 7月28日、14時開廷

10月予定の判決で、今こそ付度を撃ち、勝利の違憲判決を！

公共施設利用の主役は私達。 当たり前前の表現・文化活動への介入・妨害 憲法破壊は許さない。

傍聴希望の方へ 7月28日、さいたま地裁正面玄関に13時30分集合。当日浦和駅西口からパレード(1時出発)傍聴席を埋め尽くしましょう。傍聴抽選にもれた方は報告会会場で。



さいたま市浦和区仲町2-10-22 電話 048-822-7101

第12回口頭弁論報告会

7月28日(金) 15:00～(裁判終了後)
市民会館うらわ (8F コンサート室)

- 原告作者、弁護団から報告。
- 今までのゲストスピーチ、各界人、各地区の闘いなどたくさんのアピール。金子兜太さんビデオメッセージ。参加したみなさん
- 市民応援団から判決に向け今後など

いよいよ7月28日結審 10月判決へ！

市民応援団代表
武内 暁

◆2014年6月「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の俳句がさいたま市の三橋公民館だよりへの掲載を拒否された事件。三橋俳句会の互選句は毎月コーナーに掲載、地域に配布回覧されていたもの。掲載拒否した公民館や教育委員会などは国家権力に「忖度」して「世論二分、政治的中立、公民館だよりの編集権は館にある」と主張。

◆2015年6月 発生一年、さいたま市長を被告に「憲法で保障された表現の自由の侵害、公共施設は住民が主役、だよりへの再掲載と作者の精神的苦痛への損害賠償求め国賠提訴。

◆この裁判は「当たり前前の市民の表現、文化活動」と「国家権力におもねる(忖度行政)」との対決であり、今まさに壊され続ける憲法を、市民の手に取り戻し、社会教育、公共施設利用をめぐる違憲判決を勝ち取る裁判となった。

◆地域、政治の主権主人公はわたしたち庶民、市民であると再確認、宣言する勝利判決をこの10月迎えたい。

予断は許さない。共に！

の役割は大でこの運動は広がった。

◆そして2016年6月 提訴一年、記録ドキュメンタリー「ハトは泣いている」の上映、全国自主上映運動も続き口頭弁論は26名の弁護団とともに2017年4月28日11回目、毎回傍聴。報告会は100名ちかく参加。

この7月28日で結審の予定。そして10月初め判決を迎える。

市民の集い運動から多くの個人、団体ふくめ裁判を支える『九条俳句』市民応援団が結成された。今では全国28都府県1100名の賛同、支援者。また社会教育関連学会4団体プロジェクトからの意見陳述書提出やシンポジウム開催など支援。当初から東京新聞や他紙、地元埼玉新聞などメディアでの有識者、文人取材や検証報道など

7月28日(金)結審 最終弁論に最大参加を

- 当日は13時、浦和駅西口前から県庁通りをさいたま地裁までデモ行進(パレード)を行ないます。各々の表現で声をあげましょう(20分)
 - 9月6日(水)夜、判決に向け総決起集会を予定しています(詳細は7/28発表)
 - 6月25日(日)熊谷で予定されていた提訴二周年の集い「金子兜太さんと語る」は変更になりました。
- 6月11日(日)14時熊谷市民センターでの「ハトは泣いている」上映会、7月28日の結審報告会で金子さんのビデオメッセージ・アピールがあります。
- 6月4日(日)9:30北浦和公園で「オール埼玉」1.5万人集会で7月28日結審にむけて宣伝活動を行ないます。

これまでの経緯

2014年	
6月上旬	東京・銀座で、集団的自衛権の行使容認に反対するデモ。それを見たさいたま市大宮区の女性(現原告)が「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と録音
2015年	
6月25日	公民館だより掲載拒否は憲法で保障された表現の自由の侵害。公民館だよりへの掲載と精神的苦痛に対する損害賠償を求め作者がさいたま地裁に提訴
7月4日	「九条俳句」市民応援団スタート集会開催。さいたま市ふれあい館ホールに100名を超す市民が集まった。
9月25日	さいたま地方裁判所101法廷で第1回口頭弁論。原告および弁護団が意見陳述を行った。裁判終了後報告会開催。100名参加
12月11日	第2回口頭弁論。さいたま市から第1回口頭弁論時に提出された答弁書に反論しつつ、法的根拠を整理した陳述を弁護団が行った。報告会に100名参加
2016年	
1月29日	第3回口頭弁論。報告会に80名参加
31日	社会教育・コミュニティ施設を市民の手に取り戻すために緊急シンポジウム
3月25日	第4回口頭弁論・報告会
5月20日	第5回口頭弁論・報告会 裁判終了後、佛教書院にて
6月25日	「九条俳句」1周年の集い ドキュメント「ハトは泣いている」上映(140名)
7月8日	第6回口頭弁論・報告会(80名)
10月14日	第7回口頭弁論・報告会(70名)
10月26日	ドキュメント映画「ハトは泣いている」三橋公民館で上映(40名)
11月3日	埼玉大で第1回「車庫(暮らしと社会)ガク」テーマ:「表現する」ことの意味で「ハトは泣いている」上映と交流(40名)
12月9日	第8回口頭弁論・報告会
2017年	
1月20日	第9回口頭弁論(証人尋問)・報告会(70名)
3月10日	第10回口頭弁論(証人尋問)・報告会(70名)
3月19日	学習・表現の自由と社会教育シンポジウム(市民会館おみや)(200名)
4月26日	第11回口頭弁論 最終証人尋問 原告・作者(80名)
6月11日	「ハトは泣いている」熊谷上映
7月28日	第12回口頭弁論 最終弁論(結審)・報告会
9月初旬	「九条俳句」市民応援団判決前集會
10月初旬	判決・行動・報告会

「九条俳句」違憲国賠訴訟を 市民の手で！実行委員会

(通称:「九条俳句」市民応援団)
武内 暁 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里1-5-19-206 武内 気付
URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。

- 賛同者運動 1000名目標(1口1000円)を
- 「九条俳句」募集中
- 毎月25日は「九条俳句」デー

振込先 ゆうちよ口座 00150-7-634494「九条俳句」市民応援団

皆集い 勝利をめざし 五月晴れ (イネ子)

第11回口頭弁論

原告の尋問を終えて

弁護士 川原祐介

4月28日に、第11回口頭弁論がありました。そして、原告の尋問が実施されました。

まず、1時間にも及ぶ尋問をやりきった原告に対して、心から敬意を示しました。本当にお疲れさまでした。そして、とても素晴らしかったです。

原告の尋問で伝えたかったことは、主に三つです。

一つは、原告の俳句に対する真摯な向き合い方。二つ目は、句会で学び合うことの意義。三つ目は、公民館だよりに俳句が掲載されることの意義。これらを、原告の体験に基づき、具体的に語ってもらったことが何よりも大切でした。

がけました。

原告のお話は、法廷で聴いていた人たちの心に響いたと思います。

裁判官の心にも届いていることを切に願います。

次回が結審となります。今までの主張や証拠を踏まえて、総まとめを行ないます。多くの方の支援のおかげで、ここまで裁判を進めることができました。

弁護団は、みなさんの想いを、きっちりと裁判官に訴えかけます。

証人尋問を終えて

原告

4月28日、証人尋問という初体験がまた一つ増えました。この事件が発生してから数えきれないほどの初体験をしてきましたが、今回ほど緊張したことはありませんでした。緊張すると口が乾いて声が出なくなることを心配して、



証人尋問に答える原告

ペットボトル持ち込みの許可もいただき用意していたのですが、結局それも使わないうちに終わりました。

川原先生からの尋問は、事前の打ち合わせがありましたので、すぐ答えられました。市側や裁判官からの尋問には戸惑いました。

また、最後のさいたま市や裁判官に対して、「憲法で保障されている自由が言える、自由に表現できるという当たり前の権利をしっかりと守って欲しい」「二度とこのようなことが起きないように、

民主主義を蔑ろにしないで欲しい」など強調したかったのですが、言葉足らずだったので、60分は長かったのですが、答えるそばから記憶が消えていった感じで正直のところ良く覚えていません。

弁護団の先生方、傍聴席の方々も緊張されたことと思います。みなさま、ありがとうございます。今は少しほっとしています。次回7月28日、そして判決に向けて勝訴のために頑張ってください。ご支援、どうぞよろしくお願いいたします。

私たちが勝利するっての意味

安藤聡彦

私は2011年の11月にはじめてさいたま市公民館運営審議会の委員を務めることになり、2年後の13年11月から同審議会の委員長をおおせつ

第11回口頭弁論報告会

ゲストスピーカーは マネキンフラッシュモブ@かながわ

裁判終了後、埼玉社会文化会館において報告会を行ないました。市民応援団代表の挨拶に始まり、弁護団から久保田弁護士より総括的な報告と、証人尋問を担当した金子弁護士、川原弁護士から報告、証人として法廷に立った原告と当時の公民館運営審議会委員長の安藤聡彦さんから証人尋問を終えた感想などが語られました。恒例の俳句は、来栖イネ子さんから「皆集い 勝利をめざし 五月晴れ」と詠みあげられました。

今回のゲストスピーカーは、#マネキンフラッシュモブ@かながわの共同代表朝倉優子さん。海老名駅前自由通路でマネキンフラッシュモブを行ったことに対し、海老名市が条例で禁じた集会やデモに当たると禁止命令を出し



安藤聡彦氏

かることになりました。14年6月の俳句事件発生前の審議会定例会は、実に和気あいあいとしたものでいた。ところがこの事件によって審議会の場の様相は全く変わってしまいます。事務局の皆さんの私を見る目は狐のようにとんがり、話し合いの場には絶えず緊張感が漂うようになりました。なぜ事務局の方針に逆らうのか……そういう問いかけ、ないし批判がなされているように私は感じました。

でも、本当はこの職員さん

たち自身がこの事件の展開に困惑され、困っておられるのだろうなと思っていました。現に、2014年度に審議会に担当だったある職員さんは、心を病んで翌年度からは別の部署に配置転換されたという話がありました。4月の証人尋問では、原告の権利侵害回復の途がセンターや市執行部によってどのようにして封殺されたのかをきちんと明らかにすることをめざしましたが、同時に職員の方々が、社会教育職員が本来すべき仕事——それは自分たちの仕事について絶えず現場で議論を行い、利用者とともに質の高い学びの場を築いていくことです——をできる環境を取り戻すための証言だ、ということをも強く意識していました。

何としてもこの裁判に勝利しましょう。原告や俳句会のお仲間のために、公民館で学ぶ市民のために、そして奮闘している職員の皆さんのために！



マネキンフラッシュモブ マネキンに扮し、路上でプラカードを掲げるパフォーマンス。

たのは、表現の自由を侵すと、横浜地裁に取り消しを求めた訴えの勝訴報告でした。

朝倉さんは、「原告と弁護団、応援団の団結のすごさにびっくりした」と話し始め、「私たちは3回で結審したが、通行の著しい妨げになるとは到底言えない、海老名市の禁止命令は違法という全面勝訴でした」と裁判の経過を報告。

マネキンフラッシュモブについては、「センスよく、かつこよく、スタイリッシュにと始まった。やったら受けたし、楽しい」と。最後に、「『おかしい』と感じたことに一石を投じた。権利は使わないと守



裁判にエールが送られました。会場からは、金沢大学教授の浅野秀重さん、都内で社会教育指導員として働く山本さんと栗原さん、社会教育学会代表の長澤成次さんから発言があり、最後に佐藤一子さんから「今日の裁判で、社会教育の現場で一番大事にしなければいけないことが明らかにされた。教育に対する権力的な統制がひたひたと迫ってきている。それぞれが自分の足元で止める努力を」とまとめられ、「原告と ともに歩み新緑眩し」の句で締められました。

(市民応援団 江野本)